

令和8年4月9日作成  
徳島市教育委員会

## 徳島市立幼稚園・小中学校あてに配付依頼のあったチラシ等の周知方法の変更（「すぐーる」の活用と市ホームページへの掲載）方針

### 1 目的

この方針は、学校外部から、市立の幼稚園・小中学校（以下「学校園」という。）あてに配付依頼のあったイベント等のチラシ等印刷物（以下「チラシ等」という。）について、本市のホームページ内「子どもに関するイベント等のご案内」に掲載する基準を定め、学校園を経由した印刷配付物を削減することにより、保護者等の利便性の向上及び学校園における業務負担の軽減を目的とする。

### 2 周知の可否基準

周知の可否基準については、以下のとおりとする。

#### (1) 次のいずれかに該当するもの

- ア 広く市民を対象とした教育、文化またはスポーツ等の振興に寄与する事業であつて、本市または本市の周辺地で実施されるもの
- イ 市の教育行政の推進に寄与すると認められるもの
- ウ 本市教育委員会の後援・共催等の承認を受けているもの

#### (2) 次のいずれにも該当しないこと

- ア 営利を目的とするもの、または営利目的でない場合であっても主催する団体のPR性が高いもの
- イ 教育の政治的、宗教的中立性を侵すおそれのあるもの
- ウ 本市の教育行政の運営方針と大きく異なる内容のもの
- エ 実費負担を明らかに超える参加費を要するもの
- オ 市の教育行政に対する市民の疑念につながる恐れのあるもの
- カ 上記アからオに掲げるもののほか、幼児及び児童生徒並びにその保護者（以下「児童生徒等」という。）へ周知することが不適當であると認められるもの

### 3 周知方法

本市のホームページ内「子どもに関するイベント等のご案内」へ掲載し、保護者連絡システム「すぐーる」から、定期的に掲載の周知を行うものとする。

#### 4 掲載手続きについて

(1) 担当課へ掲載を希望する20日前までに電話や来課、電子メールにて次の内容を連絡する。

ア 団体名及び担当者の氏名

イ 掲載の目的及び内容

ウ 希望する掲載期間

(2) 次の書類を電子メールにて送信する。

ア チラシ等の周知依頼兼Web掲載依頼書（様式あり）

イ Web掲載申請書⑦の添付書類

##### 【チラシのデータに関する注意事項】

- ・件名を「チラシ等掲載希望」とし、前項(1)の連絡の際に送信先を確認すること。
- ・掲載用データは5MB以内のPDFとすること。
- ・サムネイル表示は200MB以内のJPEGとすること。
- ・データ送信前にファイル内のプロパティの個人情報を削除しておくこと。
- ・掲載するチラシ等（画像内）には必ず問合せ先を記載しておくこと。

(3) 学校教育課による審査の結果、掲載を承認した場合は、速やかに申請者に対し、電子メールまたは電話で、その旨連絡するとともに、ホームページの掲載作業を行うものとし、不承認とした場合は、申請者に対し、電子メールまたは電話により不承認とした旨及びその理由を連絡する。

ア 掲載期間については、イベント等の開催期間終了の日までとし、期日がないものについては、2か月間を限度とする。

イ 申請者の都合により掲載の取り下げを希望する場合は、その旨を学校教育課へ直接申し出ること。

なお、取り下げによる児童生徒等への影響を考慮し、あらかじめ申請者（団体）において混乱が生じないよう適切に対応すること。

#### 5 注意事項

(1) 本方針は、令和8年4月10日から施行する。

(2) 本方針の施行後は、原則として紙媒体によるチラシ等の配付は行わないものとする。ただし、申込書と一体となっている場合等、ホームページ掲載に適さないと判断されるものについては、この限りでない。

(3) 条件に合致しない場合や、所定の手続きを経ない依頼は受け付けない。

(4) 掲載内容についての問い合わせに対しては、掲載依頼元へ直接連絡するよう案内することとし、教育委員会及び学校等では一切の案内を行わないこととする。

- (5) 掲載内容に、虚偽記載または不適切な内容が含まれていることが発覚した場合は、教育委員会の判断により、速やかに掲載を取り下げ、以降、同申請者（団体）からの申請は受け付けないこととする。

なお、当該事案により、本市の信用を大きく損なう恐れがあると判断した場合は、関係部署と連携し、必要な対応を行うこととする。

- (6) 本市または国や県の機関から発出された通知や案内については、別途取扱うこととする。